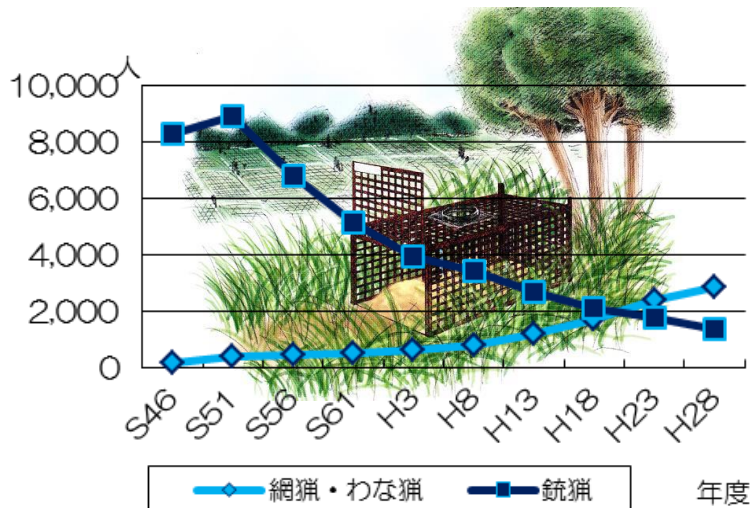


狩猟をはじめてみませんか!!

～平成 30 年度狩猟免許試験のお知らせ～

有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の減少が大きく進んでいます。



平成 28 年度には、イノシシとシカが、合わせて約 2 万 5 千頭捕獲されています。
 狩猟者の皆さんによる地域や農林業への貢献は大きなものです。



しかし・・・
 狩猟者はピーク時の約 1/2 となり、今なお減少が続いています。
 このままでは捕獲が進みません。

あなたも、狩猟免許を取得し、捕獲に参加してみませんか？

狩猟を行うには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく狩猟免許を取得し、狩猟者登録を受けることが必要です。

また、猟銃を所持するためには、銃の所持許可が必要です。

狩猟免許試験日程

区分	日 時	場 所	申込期限
第 1 回	平成 30 年 6 月 24 日(日) 9:00～16:00	下関市菊川ふれあい会館 (下関市菊川町下岡枝 117)	6 月 15 日(金) 17:00
第 2 回	平成 30 年 7 月 3 日(火) 9:00～16:00	山口県総合保健会館 (山口市吉敷下東 3 丁目 1-1)	6 月 26 日(火) 17:00
第 3 回	平成 30 年 7 月 15 日(日) 9:00～16:00	下松市地域交流センター (下松市生野屋南 1 丁目 11-1)	7 月 6 日(金) 17:00
第 4 回	平成 30 年 7 月 29 日(日) 9:00～16:00	柳井市文化福社会館 (柳井市柳井 3718)	7 月 20 日(金) 17:00
第 5 回	平成 30 年 8 月 8 日(水) 9:00～16:00	山口県立農業大学校 (防府市牟礼 318)	8 月 1 日(水) 17:00
第 6 回	平成 30 年 8 月 26 日(日) 9:00～16:00	美祢市民会館 (美祢市大嶺町東分 326-1)	8 月 17 日(金) 17:00

※ 1 試験日の前日に、同会場において、一般社団法人山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。(初心者：6,000 円 猟友会会員：4,000 円)

※ 2 銃の所持許可については、お近くの警察署生活安全課にお問い合わせください。

※ 3 山口県内に住所を有する 20 歳以上の方が対象。ただし、網猟・わな猟は 18 歳以上が対象。

<裏面もご覧ください>

～狩猟免許試験の手続き～

申請書の配布

各農林水産事務所（岩国、柳井、周南、山口、美祢、長門、萩）、下関農林事務所

申請書の受付

住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所に提出してください。（郵送の場合は、受けようとする試験期日の申込期限までの消印のあるものは有効です。）

狩猟免許申請手数料

(1) 新規受験者 5,200円

(2) 既に免許を所持しており、さらに他の免許を受験する者 3,900円

※ 狩猟を行うには狩猟者登録手数料、狩猟税の納付、銃所持許可取得費用等の経費が別途必要となります。

お問い合わせ先

所属名		電話番号	住所
岩国農林水産事務所	森林部	0827-29-1567	岩国市三笠町1丁目1-1
柳井農林水産事務所			
周南農林水産事務所	森林部	0834-33-6463	周南市毛利町2丁目38
山口農林水産事務所	森林部	083-922-6700	山口市神田町6-10
美祢農林水産事務所	森林部	0837-52-1071	美祢市大嶺町東分3449-5
下関農林事務所	森林部	083-766-1182	下関市豊田町殿敷1892
長門農林水産事務所			
萩農林水産事務所	森林部	0838-22-3366	萩市江向河添沖田531-1

～狩猟免許取得等の経費を助成します！～

新たな捕獲の担い手を確保・育成することにより、農林業被害を軽減・防止するため、第一種銃猟免許及びわな猟免許の取得経費の一部を助成します。

助成の条件等

区分	助成の条件	助成金額
第一種銃猟免許	新規に第一種銃猟免許を取得し、当該年度内に銃の所持許可を受け、第一種銃猟の狩猟者登録をすること	67,000円
わな猟免許	新規にわな猟免許を取得し、当該年度内にわな猟の狩猟者登録をすること	15,000円

※ 第一種銃猟免許について、平成30年3月末日以前に、既に銃の所持許可を受けている場合は20,000円になります。

助成の手続き・お問い合わせ先

県庁自然保護課（☎083-933-3050）

※ 申請手続き等の詳細については、自然保護課ホームページに掲載しています。